

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 医師意見書作成料内訳書

申請者	受給者番号 (申請者番号)											
	(フリガナ)											
	氏名											
	生年月日	年	月	日	性別							
請求医療機関	事業所名称											
	所在地	〒										
		電話番号										

作成依頼日	年	月	日	依頼番号								※				
意見書作成日	平成		年		月		日	意見書送付日	平成		年		月		日	市町村確認

意見書作成料	種別	在宅・施設	新規・継続	金額	円
--------	----	-------	-------	----	---

診断・検査費用	内訳		点数				摘要					
	診断											
	検査	胸部単純X線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
		尿中一般物質定性・半定量検査										
合計						点数合計×10円						円

請求書	意見書作成料	円
	診断・検査費用	円
	消費税	円
	合計	円

医師意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5000円	4000円
継続申請者	4000円	3000円

主治医がなく主訴もない者が障害支援区分認定を行った場合、意見書に記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等(以下のものに限る)に対し、診療報酬単価に基づき清算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査

※の欄は記入しないでください